

地方独立行政法人大阪市立工業研究所試薬・高圧ガス管理委員会規程

制定 平成20年4月1日 規程第8号

(設置)

第1条 地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）に試薬・高圧ガス管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、研究所の消防法上の危険物、毒物・劇物等をはじめとするすべての試薬等薬品類（以下「試薬類」という。）、及び高圧ガスの管理及び取り扱いに関する事項について審議し、研究所業務の安全、かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 危険物保安監督者 消防法第13条の第1項に定める者で、理事長が危険物取扱者免状を有する職員の中から選任した者をいう。
- (2) 職員等 役員、職員、受託研究員その他研究所に出入りする者をいう。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、各部より1名ずつ選出された委員、危険物保安監督者、委員長（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 委員長は理事長が任命する。

3 委員は当該部長が推挙し、理事長が任命する。

4 危険物保安監督者の委員又は委員長との兼任は妨げない。

(委員等の職務)

第5条 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

2 委員は、委員長を補佐し、所属部における会務を分担する。

3 委員長不在又は事故あるときは、あらかじめ定められた委員が委員長の職務を代行する。

(委員等の任期)

第6条 委員、委員長及び危険物保安監督者の任期は原則として3年とする。ただし、留任は妨げない。

(委員会の職務)

第7条 委員会は次の事項を処理する。

- (1) 研究所における試薬類の管理状況を把握するとともに、運営協議会からの諮問に基づいて試薬類の管理、貯蔵、取扱に関する問題を審議し、その結果を運営協議会に報告する。
- (2) 研究所における高圧ガスの管理状況を把握するとともに、運営協議会からの諮問に基づいて高圧ガス容器の安全な保管と適正な管理に関する問題を審議し、その結果を運営協議会に報告する。
- (3) 研究所内での試薬類及び高圧ガスの管理、貯蔵、使用に関する遵守事項を職員等に周知徹底させる。
- (4) その他、試薬類及び高圧ガスを使用する業務の安全かつ円滑な運営に関して必要と認められることを検討する。
- (5) 前号に関して、必要と認められるときは、関連する他の業務委員会と協議し、その結果を運営協議会に報告する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は必要の都度開催する。

- 2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 会議の議案は、原則として全員の合意により決議する。ただし、全員の合意を得ることが困難であると委員長が判断したときは、過半数の賛同をもって決することができる。
(実施細目)

第9条 この規程の実施細目その他委員会の運営に必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。